



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 横浜魚類株式会社
代表者名 代表取締役社長 石井 良輔
(JASDAQ・コード7443)
問合せ先
役職・氏名 管理部部長 塚本 秋宏
電 話 045-459-3800

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 81 期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の当社取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(詳細については平成 27 年 5 月 25 日発表の「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)導入の件」をご参照願います。)の導入を決議し、本総会に付議いたしておりますが、本対応策の導入に伴い、本対応策の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、当社定款に、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策の導入等を株主総会の決議により定めることができる旨の規定を新設するものであります。また、条文の新設に伴い、現行定款第 21 条以下を 1 条ずつ繰り下げるものであります。

(2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 22 条(任期)につき所要の変更を行うとともに任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。また、平成 26 年 6 月 27 日開催の第 80 期定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

(3) 役付取締役の構成に関して、取締役会で機動的に定めることにより、柔軟な経営体制を構築できるよう、現行定款第 23 条第 2 項(代表取締役社長及び役付取締役)について、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日

定款変更効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日

以 上

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="375 347 582 380">第3章 株式総会</p> <p data-bbox="406 470 550 504">(新 設)</p> <p data-bbox="311 1008 646 1041">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="167 1086 542 1120">第20条～第21条 (条文省略)</p> <p data-bbox="183 1131 263 1164">(任期)</p> <p data-bbox="167 1176 782 1332">第22条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="247 1344 782 1456">2. <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="183 1545 566 1579">(代表取締役社長及び役付取締役)</p> <p data-bbox="167 1590 782 1657">第23条 当社の取締役会は、その決議により代表取締役2名以内を選定する。</p> <p data-bbox="247 1668 782 1825">2. 当社の取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めること</u>ができる。</p> <p data-bbox="167 1870 542 1904">第24条～第42条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="1013 347 1220 380">第3章 株式総会</p> <p data-bbox="821 392 1396 425"><u>(株券等の大規模買付行為に関する対応策の決議)</u></p> <p data-bbox="805 470 1420 705">第20条 <u>当社は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策の導入、変更、存続及び廃止について、その決議により定めることができる。</u></p> <p data-bbox="885 716 1420 996">2. <u>前項に定める当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策とは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みをいう。</u></p> <p data-bbox="949 1008 1284 1041">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="805 1086 1204 1120">第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="821 1131 901 1164">(任期)</p> <p data-bbox="805 1176 1420 1332">第23条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="1029 1344 1173 1377">(削 除)</p> <p data-bbox="821 1545 1204 1579">(代表取締役社長及び役付取締役)</p> <p data-bbox="805 1590 1189 1624">第24条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="885 1668 1420 1825">2. 当社の取締役会は、その決議によって<u>取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じてその他の役付取締役を選定すること</u>ができる。</p> <p data-bbox="805 1870 1204 1904">第25条～第43条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(附則) <u>第 13 条 第 23 条 (任期) の規定にかかわらず、平成 26 年 6 月 27 日開催の第 80 期定時株主総会において選任された取締役の任期は平成 28 年開催の定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>なお、本附則は、当該期日経過後、これを削除する。</u></p>